

各県立学校長 様

保健体育課長

児童生徒の健康診断の実施等に係る対応について(通知)

新型コロナウイルス感染症対策の状況を踏まえた児童生徒等の健康診断に係る対応につきましては、令和 2 年 3 月 19 日付け事務連絡で通知しておりますが、別添写しのとおり、島根県歯科医師会、島根県眼科医会、島根県耳鼻咽喉科医会、松江市医師会・松江市県立学校委員会(内科)から県教育委員会へ健康診断現場での感染拡大防止と更なる感染者・濃厚接触者の発生機会をできる限り減らすため、健康診断実施の延期を求める旨の要望書が提出されました。

つきましては、各学校におかれましては、本要望の趣旨や学校医等の意向も踏まえて実施時期等を相談いただき、健康診断の延期も含めた適切な対応をお願いします。

なお、令和 2 年 3 月 19 日付け文部科学省通知により、児童生徒の健康診断について、新型コロナウイルスの影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって学校保健安全法に基づく期日(6月30日)までに健康診断を実施できない場合には、当該年度末日までに、可能な限り速やかに実施することとされていることを申し添えます。

また、今後も文部科学省等の対応の変更や健康診断の実施について追加的な連絡の必要が生じた場合は、速やかにお知らせします。

記

1 児童生徒の健康診断についての要望事項

- ・島根県歯科医師会→当面実施をせず、秋以降に実施することを要望。
- ・島根県眼科医会→半年程度は実施が困難、9月以降の実施を要望。実施の最終判断は、眼科学校医および学校で自主的に判断する。
- ・島根県耳鼻咽喉科医会→検診の延期が必要、9月以降の実施を強く要望
- ・松江市医師会

松江市医師会県立学校委員会(内科)→松江市内の県立学校について当面実施をせず、9月以降の実施を要望。実施の最終的判断は、学校医及び学校で自主的に決断する。

2 その他

- ・健康診断の実施に当たっては、別紙1「児童生徒等の定期健康診断実施上の留意事項」を参考に、実態に応じた感染症予防対策を行った上で実施してください。
- ・尿検査、心臓検診(心電図検査)、結核検診については、計画通り実施予定です。
- ・耳鼻科検診に関しては、耳鼻咽喉科学会からの強い要望もあり、9月以降の実施について、学校医と相談いただきご検討をお願いします。なお、全ての健康診断について、すでに相談いただき、予定通り健康診断実施が可能である場合には、実施を妨げるものではありません。

〈本件連絡先〉

島根県教育庁保健体育課

健康づくり推進室 吉谷不美男

TEL:0852-22-6145 FAX:0852-22-6767

児童生徒等の定期健康診断実施上の留意事項

令和2年4月9日

島根県教育庁保健体育課

【感染症対策の考え方】

○次の対策の準備が整った検査から実施する。

- ・マスクの奨励や手洗いを徹底すること。
- ・①換気の悪い密閉空間、②人が密着している、③近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が重ならないようにすること。
- ・検査器具の消毒等を徹底すること。

【具体的な取組例】

- ・各種健診前後に、手洗いまたは手指アルコール消毒を行う。
- ・健診前は検温を行うなど、体調チェックを徹底する。
- ・体調不良の生徒は、集団での健診を実施しないで後日個別に対応する。
- ・広い場所（体育館、多目的ホール等）で健診を行う。
- ・会場の換気を定期的に行う。
- ・順番待ちのスペースを確保すること（待機児童の間隔を空ける）や会場に入る人数の制限を行う。
- ・待ち時間が多くならないように配慮する。
- ・健診中は（待っている間も）、会話をしないように指導する。
- ・視力検査では、斜眼器を使わないようにする。（自分の手やハンカチ等で片目を隠す。個人専用の斜眼器を厚紙等で制作し使い捨てにする。などの工夫）
- ・聴力検査では、オージオメータのレシーバー・応答ボタンの消毒を使用するごとに行う。（または、応答ボタンは使用しない方法も考えられる。）
- ・ゴミの処理に留意する。（蓋付きごみ箱を準備し、終了後速やかに処理をする。）

【健康診断を延期する場合】

実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。（文部科学省通知より）